

～太子町結婚新生活支援事業～

新婚生活を応援します！

結婚後に新たな生活を始めるための新居の購入費や家賃、引越し、リフォーム費用の一部を助成します。

<対象となる世帯(主となる条件)>

- 令和7年1月1日～令和8年3月31日までに婚姻届が受理され、申請時点で対象となる住居が本町にあり、かつ当該居住地に住民登録を有し、居住していること。
- 婚姻届受理時点で夫婦共に39歳以下の世帯(パートナーシップ宣誓制度利用者も可)
- 夫婦の直近の所得合計が500万円未満の世帯

<対象となる経費>

- (令和7年4月1日～令和8年3月31日までの間に支払われた分)
- 新規の住宅賃貸費用(賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料)
 - ※住宅手当などが支給されている場合、住宅手当分は対象外になります。
 - 新規の住宅取得費用
 - 結婚に伴う引越し費用、リフォーム費用(補助対象にならない費用もあります。)

<助成額>

- 夫婦ともに29歳以下のもの ⇒ [上限:60万円]
- 上記以外で夫婦ともに39歳以下のもの ⇒ [上限:30万円]

※あてはまるかな?と思ったら
下記にご相談ください。
申請にあたっての必要書類は、
裏面をご覧ください。
(ただし、予算がなくなり次第、申請受付
を終了します)

<申請期間>

令和7年4月1日～
令和8年3月31日まで

◇問い合わせ先
太子町役場 政策総務部 秘書政策課
電話 0721-98-5531(直通)



<提出書類>

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- ③ 所得証明書
- ④ 貸与型奨学金の返還額がわかる書類(借入れがある場合)
- ⑤ (住宅取得の場合)売買契約書及び領収書の写し
- ⑥ (リフォームの場合)工事請負契約書及び領収書の写し
- ⑦ (住宅賃借の場合)賃貸借契約書及び領収書の写し
- ⑧ 住宅手当支給証明書(様式第2号)(給与所得者の場合)
- ⑨ (引越し費用の場合)引越費用に係る領収書の写し
- ⑩ 同意書(様式第3号)
- ⑪ 誓約書(様式第4号)



申請期間は、令和7年4月1日
～令和8年3月31日です。
※申請前に、ご相談ください。

◇問い合わせ先

太子町役場 政策総務部 秘書政策課
電話 0721-98-5531(直通)